

DESIGN THE FUTURE 機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する DESIGN THE FUTURE 機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 機構は、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）及びその達成に続く目標（次項において「beyond SDGs」という。）の趣旨を踏まえた戦略に基づく取組を推進し、もって地球規模課題の解決に貢献することを目的とする。

2 機構は、前項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) SDGs 及びカーボンニュートラルに係る調査及び発信に関すること。
- (2) SDGs 及びカーボンニュートラルに係る戦略の立案に関すること。
- (3) beyond SDGs に係る調査及びその戦略の立案に関すること。
- (4) その他 SDGs 及び beyond SDGs の推進に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 機構は、次に掲げる組織から選出された構成員で組織する。

- (1) 広報局
- (2) 国際局
- (3) 企画評価室
- (4) 財務部
- (5) 施設部
- (6) 研究推進部
- (7) 研究デザイン室
- (8) 国際産学連携本部

2 前項に規定するもののほか、学長が必要と認める者を構成員として加えることができる。

3 前2項の構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

4 前項の構成員は、再任されることができる。

(機構長)

第4条 機構に、機構長を置き、大学教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第5条 機構に、副機構長を置き、大学教員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(機構長及び副機構長の任期)

第6条 機構長及び副機構長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、機構長又は副機構長となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の機構長及び副機構長は、再任されることができる。

(部門)

第7条 機構に、機構の業務を遂行するため、部門を置くことができる。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、関連する部等の協力を得て、研究推進部が行う。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令6. 1. 25法人規程17号)

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。